

第 6 次瑞浪市総合計画策定方針

1 . 計画策定の背景と趣旨

総合計画は、自治体運営の基本的な指針となるもので、瑞浪市のあらゆる計画や施策の基礎となるものです。現在は、平成 16 年度から平成 25 年度を計画期間とする第 5 次総合計画に基づき、その基本構想に掲げる目標都市像「安心・快適 私たちが創るみずなみのまち」の実現に向けて市民との協働により、総合的かつ計画的な行政運営を進めています。

本市の人口は、平成 14 年の 42,488 人をピークに減少に転じ、平成 23 年 10 月 1 日現在 40,531 人と後期基本計画の推計値 41,143 人を下回る人口減少の状態にあります。少子高齢化の一層の進行や長引く景気の後退による税収の減少など本市を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。一方、東濃地域としては、平成 23 年 6 月に、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の概略ルートと中津川市西部に中間駅と車両基地を設ける計画が JR 東海より公表されました。今後は、瑞浪市としてもリニアを活かしたまちづくりを具体的に検討していく必要があります。

また、東日本大震災を機に市民の関心が高まった防災対策や新エネルギー、省エネルギーへの取り組みが重要性を増しています。その他、環境問題、経済的格差の問題、価値観の多様化など、日本の社会経済には、様々な変化が現れています。

現行の第 5 次総合計画に基づく、平成 22 年度末の主な事業の取り組み状況は、ほとんどの事業が実施または実施見込みとなっています。施策の推進状況は、順調に進んでいると言えますが、各施策の数値目標については、概ね 70% 程度の達成見込みであり、今後、さらなる取り組みが必要となっています。

平成 23 年 8 月 1 日施行の地方自治法の改正では、総合計画にかかる規定が削除されましたが、これは、地方分権改革推進の 1 つとして国による義務付けの廃止が行われたものです。総合計画策定は、市町村の判断するところとなりましたが、多様化する行政需要に公平かつ公正に対応し、自立した地域自治体を目指すためには、総合的かつ計画的な行政運営はその重要度を増しています。本市では、引き続き、市民との協働による計画的な行政運営を進めるため、現行計画終了後の平成 26 年度を初年度とする第 6 次総合計画を策定します。

2 . 計画の構成及び期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つの階層から構成します。第 5 次総合計画策定時に策定した「地域まちづくり計画」については、基本構想の中で見直しを行い、基本計画において施策方針等を定めます。

計画期間は、行政の継続性、長期的視点に立った行政運営を図るため、平成 26 年度～平成 35 年度までの 10 年間とします。

(1) 基本構想

長期的な展望に立ち、めざすべき将来の瑞浪市の姿及びそのための施策の大綱を示すものです。行政と市民が協働のもとで進める市政の最高理念となるものです。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向け、分野別の基本となる施策と成果指標及び数値目標を示すものです。

計画期間 10 年のうち、前期計画を 5 年、後期計画を 5 年とし、前期計画終了時に見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものです。

計画期間を 3 年とし、毎年度事業評価を行い、見直しを行います。

3 . 策定体制

(1) 庁内推進体制

策定委員会（部長級職員による検討組織）

基本構想原案及び基本計画原案の検討、作成を行います。

策定検討部会（関係課長級職員による検討組織）

基本構想素案及び分野別の基本計画素案の検討、作成を行います。

策定作業部会（関係課長補佐・係長級職員による検討組織）

検討部会の下部組織として、基本構想素案及び基本計画素案作成に係る資料等を作成します。

部会の構成

健康福祉部会	社会福祉課、高齢介護課（地域包括支援センター）、 保険年金課、健康増進課
生活環境部会	環境課、クリーンセンター、商工課、市民協働課
都市基盤部会	土木課、都市計画課、上下水道建設課、上下水道管理課、 消防総務課、企画政策課
産業経済部会	農林課、家畜診療所、商工課
生涯学習部会	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ・文化課
行財政部会	総務課、市民協働課、秘書課、税務課、市民課、企画政策課

各検討部会、各作業部会にそれぞれ部会長を置き、会議を総括します。

基本構想素案作成等にあたっては、必要に応じ、合同部会を開催します。

(2) 審議会

瑞浪市総合計画審議会設置条例第 3 条に基づき総合計画審議会を設置します
(25 名以内)。委員のうち 4 名程度を、公募委員とします。

4 . 市民の参画

(1) 地域懇談会

現行計画の施策評価及び今後の方針等をまとめ、市民に公表します。これに基づき、8 地区での懇談会を開催し、市民意見の聴取を行います。

(2) 市民意識調査

施策に対する満足度、重要度等の市民アンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努めます。

(3) 地区別ワークショップの開催

地区別計画策定のため、8 地区においてワークショップを開催し、地区の課題や活用できる資源等を明らかにして、市と各地区の目指すべき将来の姿を取りまとめ、市へ報告します。

(4) パブリックコメント実施

瑞浪市パブリックコメント手続要綱に基づき、ホームページ、市広報誌、窓口等で計画概要の公表、意見聴取を行います。提出された意見に関しては、計画への反映を検討し、実施状況等を公表します。

5 . 計画策定スケジュール

別紙スケジュール表のとおり

6 . 策定にあたっての留意点

(1) 地方分権改革

国の地方分権改革の推進により、各行政分野において国の関与、義務付けが廃止されるなど地域の自主性は着実に高められてきています。また、総務省が進める「緑の分権改革」では、地域の資源（自然環境、クリーンエネルギー、安全な食料、歴史文化、志のある資金）を活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図り、地域の自給力と創富力による地域の成長を目指しています。本市においても、このような地方分権に対応して自立した魅力ある自治体を目指す必要があります。

(2) 市政のマネジメントサイクルの基本としての総合計画

総合計画は、毎年度の予算において具現化され、実施され、その成果を確認、評価をして、次の段階へと進めていくことが重要です。市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民にわかりやすい指標を示し、各施策の実施状況、目標に対する達成度等を市民に公表していきます。

(3) 行政と市民の協働のさらなる展開と地域計画の策定

平成 18 年度に小学校区を基本とした市内 8 地域でのまちづくり推進協議会の立ち上げが完了し、市内全域での住民主体のまちづくり活動がスタートしました。平成 20 年度からは、夢づくり地域交付金制度により、さらに進化した行政と市民の協働によるまちづくりが進められています。地域ごとに抱える課題の把握と目指すべき姿を定める計画づくりが必要となります。

(4) 第四次行政改革大綱の推進

平成 23 年度から 27 年度を改革の推進期間とする第四次行政改革大綱は「行政の質の改善」を基本方針に掲げ、行政サービスの維持・向上に力点を置いた費用対効果（人材や経費の投入量対サービスの成果）の向上を図る、「質」重視の取り組みを進めることとしています。行政サービスの内容と水準の改善が求められています。

(5) マニフェストの反映

平成 23 年 7 月の市長選挙において、市長のマニフェストには、愛と活力あるまち“みずなみ”を目指し、防災力の強化、農商工連携による活力あるみずなみの構築、教育環境向上のため中学校統合の推進、省エネルギー・新エネルギー対策、地方分権に対応して自立した魅力ある地域自治体の 5 つを重要課題とし、主な政策・事業が示されています。これらを適切に総合計画に反映させる必要があります。

総合計画策定にあたっては、以上の点に留意して行います。